

## 「新しい公共」推進会議の開催について

〔平成22年10月22日  
内閣総理大臣決定〕

## 1 趣旨

官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

## 2 構成員

- (1) 会議は別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。ただし、内閣総理大臣は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議には、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）が出席するほか、必要に応じ、関係大臣その他の関係者の出席を求めることができる。

## 3 検討事項

会議は、「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応（平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議提出資料）のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案、「新しい公共」と行政の関係の在り方、住民同士の支え合いのネットワークづくりその他の事項に関する検討等を行う。

## 4 専門調査会

会議は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査会を開催することができる。専門調査会の構成員は、座長が指名する。

## 5 会議の庶務

会議の庶務は、内閣府において処理する。

## 6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

## 別紙

### 「新しい公共」推進会議構成員

秋山	をね	(株) インテグレックス代表取締役社長
浅岡	美恵	気候ネットワーク代表・弁護士
小澤	浩子	東京都赤羽消防団副団長
加藤	好一	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長
金子	郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
兼間	道子	特定非営利活動法人日本ケアシステム協会会長・ 新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表
北城	恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
黒田	かをり	CSOネットワーク 共同事業責任者
佐野	章二	ビッグイシュー日本代表
白井	智子	特定非営利活動法人トイボックス代表理事
高橋	<small>ひろし</small> 公	特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長
坪郷	實	早稲田大学社会科学総合学術院教授
寺脇	研	京都造形芸術大学芸術学部教授
中竹	竜二	財団法人ラグビーフットボール協会コーチングディレクター
新浪	剛史	株式会社ローソン代表取締役社長 CEO
西田	厚聰	株式会社東芝取締役会長
早瀬	昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事 特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事
藤岡	喜美子	特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、 一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長
向田	映子	女性・市民コミュニティバンク理事長
山口	誠史	特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)事務局長・理事

## 「新しい公共」推進会議 運営要領(案)

「新しい公共」推進会議（以下「会議」という。）の運営については、「新しい公共」推進会議の開催について」（平成22年10月22日内閣総理大臣決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料は、原則として、内閣府ホームページにおいて公表する。
2. 会議は、原則として、インターネットを利用して配信を行うことにより公開する。
3. 公開された会議の議事録については、後日、内閣府ホームページにおいて公表する。

「新しい公共」推進会議における検討課題として考えられる事項

○「政府の対応」のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案

(具体的事項)

①寄附税制等の税制

- ・「新しい公共」円卓会議の提案（税制調査会「市民公益税制PT中間報告書」、総理指示を含む。）の実現に関する事項

②予算関係

- ・「新しい公共」円卓会議提案の実現に関する事項

③その他

- ・「新しい公共」と政府の役割分担に関する事項

等

○「新しい公共」と行政の関係の在り方などNPO等の活動基盤整備

(具体的事項)

①「新しい公共」と行政の連携

②行政と市民セクター等との公契約や協約の在り方

③行政と市民セクター等との相互交流の促進

④「新しい公共」の活動基盤の整備

⑤住民同士の支え合いのネットワークづくりへの支援

等

(参考1)「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応(平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議資料)

提案	政府の対応
<p>4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民セクターと政府の連携に関する包括協定(日本版コンパクト)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の創意工夫が活きる公共サービスとするため、公共サービス改革基本方針を決定する。また、「<u>新しい公共</u>」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、公共サービス分野での包括的連携に関するガイドライン(日本版コンパクト)の検討に着手する。</li> </ul>
<p>7. 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい公共」のルールと役割を定めるという観点から、今後の政府の対応などをフォローアップするとともに、公共を担うことについての、国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をするための場を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、12月末までに、<u>政府の対応についてフォローアップを行い、その結果を踏まえた提言を行うとともに、政府と市民セクター等との公契約や協約のあり方などについて議論を行う。</u></li> </ul>

(参考2)新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)工程表

- 官が独占していた領域を公に開き、ともに支えあう仕組みを構築
  - 「新しい公共」円卓会議からの提案に対する対応の実現(早期実施事項(2010年度に実施する事項))
    - 夏にも会議を設置し、12月までに政府の対応をフォローアップ、結果を踏まえて提案
    - 政府と市民セクター等との公契約や協約の在り方等を議論